

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後																																																																																				
<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年 4月 7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第2条 省 略 (授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 国立大学法人東京農工大学学則第35条に定める授業料、入学料及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">授業料</th> <th style="text-align: center;">入学料</th> <th style="text-align: center;">検定料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部生</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>学部生(3年次編入生)</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科を除く。)</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科)</td> <td>年額 572,400円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>月額 29,700円</td> <td>84,600円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生</td> <td>1単位 14,800円</td> <td>28,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国立大学法人東京農工大学学則第40条第3号に規定する学部生(3年次編入生を除く)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>第3条～第7条 省 略 (本学施設使用料の額)</p> <p>第8条 不動産管理規程第15条第2項に定める本学の施設を本学以外の者に貸付け使用させる場合の使用料については、別に定める。ただし、1ヶ月以内の短期の使用料の額については、次のとおり定める算定式による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義室・会議室・体育館</td> <td>部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h</td> </tr> <tr> <td>本学に敷地(グラウンド等)</td> <td>グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h</td> </tr> <tr> <td>電気料</td> <td>使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)</td> </tr> <tr> <td>水道料</td> <td>【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)</td> </tr> <tr> <td>ガス料(GHPエアコンのある施設について)</td> <td>使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1 照明器具の電力消費量</p>	区 分	授業料	入学料	検定料	学部生	年額 535,800円	年額 282,800円	17,000円	学部生(3年次編入生)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円	大学院生(技術経営研究科を除く。)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円	大学院生(技術経営研究科)	年額 572,400円	年額 282,800円	30,000円	研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円	科目等履修生	1単位 14,800円	28,000円	9,800円	区分	計算式	講義室・会議室・体育館	部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h	本学に敷地(グラウンド等)	グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h	電気料	使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)	水道料	【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)	ガス料(GHPエアコンのある施設について)	使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)	<p>第1条～第2条 省 略(現行どおり) (授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 国立大学法人東京農工大学学則第35条に定める授業料、入学料及び検定料の額については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">授業料</th> <th style="text-align: center;">入学料</th> <th style="text-align: center;">検定料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部生</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>学部生(3年次編入生)</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科を除く。)</td> <td>年額 535,800円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>大学院生(技術経営研究科)</td> <td>年額 572,400円</td> <td>年額 282,800円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>月額 29,700円</td> <td>84,600円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>博士特別研究生</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9,800円</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生</td> <td>1単位 14,800円</td> <td>28,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国立大学法人東京農工大学学則第40条第3号に規定する学部生(3年次編入生を除く)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>第3条～第7条 省 略(現行どおり)</p> <p>第8条 省 略(現行どおり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義室・会議室・体育館</td> <td>部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h</td> </tr> <tr> <td>本学に敷地(グラウンド等)</td> <td>グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h</td> </tr> <tr> <td>電気料</td> <td>使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)</td> </tr> <tr> <td>水道料</td> <td>【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)</td> </tr> <tr> <td>ガス料(GHPエアコンのある施設について)</td> <td>使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1 照明器具の電力消費量</p>	区 分	授業料	入学料	検定料	学部生	年額 535,800円	年額 282,800円	17,000円	学部生(3年次編入生)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円	大学院生(技術経営研究科を除く。)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円	大学院生(技術経営研究科)	年額 572,400円	年額 282,800円	30,000円	研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円	博士特別研究生	—	—	9,800円	科目等履修生	1単位 14,800円	28,000円	9,800円	区分	計算式	講義室・会議室・体育館	部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h	本学に敷地(グラウンド等)	グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h	電気料	使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)	水道料	【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)	ガス料(GHPエアコンのある施設について)	使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)
区 分	授業料	入学料	検定料																																																																																		
学部生	年額 535,800円	年額 282,800円	17,000円																																																																																		
学部生(3年次編入生)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
大学院生(技術経営研究科を除く。)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
大学院生(技術経営研究科)	年額 572,400円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円																																																																																		
科目等履修生	1単位 14,800円	28,000円	9,800円																																																																																		
区分	計算式																																																																																				
講義室・会議室・体育館	部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h																																																																																				
本学に敷地(グラウンド等)	グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h																																																																																				
電気料	使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)																																																																																				
水道料	【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)																																																																																				
ガス料(GHPエアコンのある施設について)	使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)																																																																																				
区 分	授業料	入学料	検定料																																																																																		
学部生	年額 535,800円	年額 282,800円	17,000円																																																																																		
学部生(3年次編入生)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
大学院生(技術経営研究科を除く。)	年額 535,800円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
大学院生(技術経営研究科)	年額 572,400円	年額 282,800円	30,000円																																																																																		
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円																																																																																		
博士特別研究生	—	—	9,800円																																																																																		
科目等履修生	1単位 14,800円	28,000円	9,800円																																																																																		
区分	計算式																																																																																				
講義室・会議室・体育館	部屋面積(㎡)×使用時間(h)×3.6/㎡h																																																																																				
本学に敷地(グラウンド等)	グラウンド面積(㎡)×使用時間(h)×1.8/㎡h																																																																																				
電気料	使用施設の電力消費量*1(kw/h)×13.76(円/kw)×1.5(係数)×使用時間(h)																																																																																				
水道料	【男子使用人数×0.06(立米/日)+女子使用人数×0.115(立米/日)】×使用日数(日)×328.73(円/立米)																																																																																				
ガス料(GHPエアコンのある施設について)	使用施設のガス消費量(立米/h)×使用時間(h)×ガス料単価13.46円(円/立米)																																																																																				

(50周年記念ホール使用料の額)

第9条 前条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール(ガーデンを含む。)使用料の額は、1時間あたり460円とする。

2 前項の規定による使用料を徴収する者については、1回の使用につき、800円の運営費をあわせて徴収するものとする。

3 第1項にかかわらず、本学が特に認める者については、使用料を徴収しない。ただし、第2項に定める運営費については別途徴収する。

(武蔵野荘使用料の額)

第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおり定める。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。

区 分		1人1泊分の使用料	備 考
和室	こぶし(2名以下)	<u>800円/泊</u>	
	こぶし(3名以上)	<u>630円/泊</u>	
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊	
	かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊	
	かつら(ツイン2名利用時)	<u>520円/泊</u>	

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、東京農工大学武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費(朝食代及び洗濯代は除く。)を徴収しない。

区 分	冷暖房期(7-9月、11-3月)		通常期(4-6月、10月)	
	1人1泊朝食付	1人1泊朝食無	1人1泊朝食付	1人1泊朝食無
和室 こぶし	<u>3,020円/泊</u>	<u>2,510円/泊</u>	<u>2,220円/泊</u>	<u>1,710円/泊</u>
洋室 くぬぎ・なら・ぶな・かつら	<u>2,690円/泊</u>	<u>2,180円/泊</u>	<u>2,190円/泊</u>	<u>1,680円/泊</u>

3 東京農工大学武蔵野荘使用要項第3条第1項第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、東京農工大学武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区 分	1団体1回分の運営費	備 考
ラウンジ(ガーデンを含む。)	<u>800円</u>	
和室	<u>300円</u>	
娯楽室	<u>500円</u>	

(50周年記念ホール使用料の額)

第9条 前条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール(ガーデンを含む。)の使用料の額は、1時間あたり600円とする。

2 50周年記念ホール(ガーデンを含む。)を使用する者については、1回の使用につき、1,000円の運営費をあわせて徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、本学教職員が使用申込者として学会等を開催する場合であり、かつ、当該学会等の出席予定者の半数以上が学内者である場合においては、使用料を徴収しない。ただし、第2項に定める運営費については徴収する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本学同窓会が使用する場合については、使用料及び運営費を徴収しない。

(武蔵野荘使用料の額)

第10条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」という。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。

区 分		1人1泊分の使用料	備 考
和室	こぶし(2名以下)	<u>1,000円/泊</u>	
	こぶし(3名以上)	<u>800円/泊</u>	
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	800円/泊	
	かつら(ツイン1名利用時)	800円/泊	
	かつら(ツイン2名利用時)	<u>600円/泊</u>	

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費(朝食代及び洗濯代は除く。)を徴収しない。

区 分	冷暖房期(7-9月、11-3月)		通常期(4-6月、10月)	
	1人1泊朝食付	1人1泊朝食無	1人1泊朝食付	1人1泊朝食無
和室 こぶし	<u>3,100円/泊</u>	<u>2,600円/泊</u>	<u>2,300円/泊</u>	<u>1,800円/泊</u>
洋室 くぬぎ・なら・ぶな・かつら	<u>2,900円/泊</u>	<u>2,400円/泊</u>	<u>2,300円/泊</u>	<u>1,800円/泊</u>

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

区 分	1団体1回分の運営費	備 考
ラウンジ(ガーデンを含む。)	<u>1,000円</u>	
和室	<u>400円</u>	
娯楽室	<u>1,600円</u>	

4 本学以外の者が、東京農工大学 50 周年記念ホールを使用できる場合については、東京農工大学武蔵野荘使用要項第 2 条に定めるところによる。

(館山荘及び湯の丸荘使用料の額)

第 11 条 第 8 条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘及び湯の丸荘の使用料の額については、次のとおりとする。

区 分	1 人 1 泊分の使用料	備 考
館山荘 洋室(ベッド室)	1 6 0 円 / 泊	
館山荘 和室	3 2 0 円 / 泊	
館山荘 講師室	4 5 0 円 / 泊	
<u>湯の丸荘 洋室(ベッド室)</u>	<u>5 0 円 / 泊</u>	
<u>湯の丸荘 和室</u>	<u>1 0 0 円 / 泊</u>	

2 第 8 条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘及び湯の丸荘の運営費の額については、次のとおりとする。

区 分	運営費	冷暖房費	朝 食	夕 食	備 考
館山荘	8 0 0 円 / 泊	6 0 0 円 / 泊(7-9 月、12-3 月)	4 5 0 円 / 食	1,050 円 / 食	
<u>湯の丸荘(中学生以上)</u>	<u>8 0 0 円 / 泊</u>	<u>6 0 0 円 / 泊(暖房: 11-4 月)</u>	<u>4 5 0 円 / 食</u>	<u>8 5 0 円 / 食</u>	
<u>湯の丸荘(小学生~3 歳)</u>	<u>6 0 0 円 / 泊</u>	<u>3 0 0 円 / 泊(暖房: 11-4 月)</u>	<u>4 5 0 円 / 食</u>	<u>8 5 0 円 / 食</u>	

(水泳プール使用料の額)

第 12 条 第 8 条の規定にかかわらず、本学小金井地区水泳プールの使用料の額については、1 回あたり 2 0 円とする。

(宿舎修繕維持経費)

第 13 条の 2 本学が所有する宿舎の修繕に要する費用は、次のとおりとし、当該宿舎の区分に応じて料金を徴収するものとする。

第 14 条 省 略

(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)

第 15 条 省 略

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに <u>750 円</u> を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙一枚につき <u>20 円</u> (A2 判については <u>60 円</u> 、A1 判については <u>110 円</u>)

(館山荘使用料の額)

第 11 条 第 8 条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘の使用料の額については、次のとおりとする。

区 分	1 人 1 泊分の使用料	備 考
館山荘 洋室(ベッド室)	1 6 0 円 / 泊	
館山荘 和室	3 2 0 円 / 泊	
館山荘 講師室	4 5 0 円 / 泊	

2 第 8 条の規定にかかわらず、本学合宿研修施設館山荘の運営費の額については、次のとおりとする。

区 分	運営費	冷暖房費	朝 食	夕 食	備 考
館山荘	8 0 0 円 / 泊	6 0 0 円 / 泊(7-9 月、12-3 月)	4 5 0 円 / 食	1,050 円 / 食	

(水泳プール使用料の額)

第 12 条 第 8 条の規定にかかわらず、本学小金井地区水泳プールの使用料の額については、次のとおりとする。

区 分	当該年度あたりの使用料
本学学生	<u>2 0 0 円</u>
上記以外のもの	<u>5 0 0 円</u>

(宿舎修繕維持経費)

第 13 条の 2 本学が所有する宿舎の修繕に要する費用は、次のとおりとし、当該宿舎の区分に応じて本学に勤務する宿舎入居者に限り、料金を徴収するものとする。

第 14 条 省 略

(情報開示請求手数料及び情報開示実施手数料)

第 15 条 省 略

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2 の項から 4 の項まで又は 8 の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに <u>760 円</u> を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙一枚につき <u>10 円</u> (A2 判については <u>40 円</u> 、A1 判については <u>80 円</u>)

					ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>130 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>530 円</u>)に 12 枚までごとに <u>750 円</u> を加えた額			ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>120 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>520 円</u>)に 12 枚までごとに <u>760 円</u> を加えた額
					ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
					ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
					チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円		2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>300 円</u>			ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>290 円</u>
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき <u>70 円</u> (A3 判については <u>130 円</u> 、A2 判については <u>250 円</u> 、A1 判については <u>510 円</u>)			ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき <u>80 円</u> (A3 判については <u>140 円</u> 、A2 判については <u>370 円</u> 、A1 判については <u>690 円</u>)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円		3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>440 円</u>)			ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>430 円</u>)
4 スライド(9 の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>400 円</u>		4 スライド(9 の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき <u>390 円</u>
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>120 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>1,500 円</u>)			ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき <u>100 円</u> (縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、 <u>1,300 円</u>)
5 録音テープ(9 の項に)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき <u>300 円</u>		5 録音テープ(9 の項に)	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき <u>290 円</u>

該当するものを除く。)又は録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>600円</u>	該当するものを除く。)又は録音ディスク	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>430円</u>
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>300円</u>	6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき <u>290円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>700円</u>		ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき <u>580円</u>
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円	7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	<u>0.5メガバイトまでごとにつき550円</u>		ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	<u>1ファイルにつき410円</u>
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき <u>20円</u>		ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき <u>10円</u>
				ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき <u>20円</u>
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき <u>80円</u> に <u>0.5メガバイトまでごと</u> に <u>220円</u> を加えた額		ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき <u>50円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき <u>220円</u> に <u>0.5メガバイトまでごと</u> に <u>220円</u> を加えた額		△ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき <u>100円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
				ト 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスク再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき <u>120円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	△ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき <u>4,000円</u> に <u>1メガバイトまでごと</u> に <u>220円</u> を加えた額		チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき <u>7,000円</u> に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>1,900円</u> (日本工業規格X6135に適合するものについては <u>2,800円</u> 、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ <u>7,200円</u> 、 <u>9,800円</u> 又は <u>16,800円</u>)に <u>1メガバイトまでごと</u> に <u>220円</u> 加えた額		リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>800円</u> (日本工業規格X6135に適合するものについては <u>2,500円</u> 、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ <u>8,600円</u> 、 <u>10,500円</u> 又は <u>12,900円</u>)に <u>1ファイルごと</u> に <u>210円</u> 加えた額
チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>1,250円</u> (日本工業規格X6135に適合するものについては	又 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき <u>1,800円</u> (日本工業規格X6142に適合するものについては <u>2,600円</u>		

		2,450 円、国際規格 15757 に適合するものについては <u>13,400 円</u>) に <u>1メガバイト</u> までごとに <u>220 円</u> 加えた額
	リ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき <u>980 円</u> (日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ <u>2,000 円</u> 、 <u>4,150 円</u> 又は <u>6,000 円</u>) に <u>1メガバイト</u> までごとに <u>220 円</u> を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき <u>400 円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	<u>3,300 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>12,300 円</u> 35 ミリメートル映画フィルムについては <u>14,000 円</u>) に記録時間 10 分までごとに <u>1,550 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては <u>3,650 円</u> 、35 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>4,450 円</u>) を加えた額
9 スライド及び録音テープ (第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき <u>700 円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円 (スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1 の項八、2 の項八又は 7 の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

省 略

(家畜診療料金)

第 16 条 農学部附属家畜病院にかかる家畜診療料金については、次の各号に定める。

- 一 大動物及び中動物の診療料金は、農業災害補償法施行規則 (昭和 22 年農林省令第 95 号) 第 33 条 1 項に規定する点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに 同条同項の規定による 1 点の価格を乗じて得られた金額とする。
- 二 小動物の診療料金は、以下に定める点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに 1 点の価格 10 円を乗じて得られた金額とする。

項目	点数	備考
初診料	<u>179</u>	

		円、国際規格 15757 に適合するものについては <u>3,200 円</u>) に <u>1 ファイル</u> ごとに <u>210 円</u> 加えた額
	ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき <u>590 円</u> (日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ <u>800 円</u> 、 <u>1,300 円</u> 又は <u>1,750 円</u>) に <u>1 ファイル</u> ごとに <u>210 円</u> を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき <u>390 円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	<u>6,800 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>13,000 円</u> 35 ミリメートル映画フィルムについては <u>10,100 円</u>) に記録時間 10 分までごとに <u>2,750 円</u> (16 ミリメートル映画フィルムについては <u>3,200 円</u> 、35 ミリメートル映画フィルムについては、 <u>2,650 円</u>) を加えた額
9 スライド及び録音テープ (行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき <u>680 円</u>
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円 (スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 1 の項八若しくは二、2 の項八又は 7 の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

省 略

(家畜診療料金)

第 16 条 農学部附属家畜病院にかかる家畜診療料金については、次の各号に定める。

- 一 大動物及び中動物の診療料金は、農業災害補償法施行規則 (昭和 22 年農林省令第 95 号) 第 33 条 第 1 項の規定により農林水産大臣が定める点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに 農林水産大臣が定める 1 点の価格を乗じて得られた金額とする。
- 二 小動物の診療料金は、以下に定める点数をもって、当該診療における総点数を計算し、これに 1 点の価格 10 円を乗じて得られた金額とする。

項目	点数	備考
初診料	<u>242</u>	

時間外診察料	<u>189</u>	
再診料	<u>84</u>	
時間外診察料	<u>189</u>	
省略		
文書料		
処方箋料	210	
診断書・証明書料	<u>210</u>	
検査料		
糸状虫仔虫	210	
CT 検査	<u>1,050</u>	
	<u>1,575</u>	<u>100S></u>

(入館料の額)

第17条 本学以外の者が、工学部附属繊維博物館に入館する場合に払う入館料の額については、次のとおりとする。

区 分	料 金	備 考	
普通入館券	一般	240円	
	<u>大学生以下</u>	120円	
団体入館券	一般	180円	団体とは20名以上同時に入館希望し、かつ、引率者のある者
	<u>大学生以下</u>	100円	

2 前項の規定にかかわらず、特別入館証の交付を受けた者については無料とする。

省 略

(諸料金の改定)

第21条 第2章第3条から第20条に定める諸料金の改定については、学長が役員会及び経営協議会の議を経て行うものとする。

附 則 省 略

時間外診察料	<u>347</u>	
再診料	<u>147</u>	
時間外診察料	<u>263</u>	
省略		
文書料		
処方箋料	210	
診断書・証明書料	<u>400</u>	
検査料		
糸状虫仔虫	210	
CT 検査	<u>2,100</u>	
<u>MRI 検査</u>	<u>5,250</u>	

(入館料の額)

第17条 本学以外の者が、工学部附属繊維博物館に入館する場合に払う入館料の額については、次のとおりとする。

区 分	料 金	備 考	
普通入館券	一般	240円	
	<u>大学生</u>	120円	
団体入館券	一般	180円	団体とは20名以上同時に入館希望し、かつ、引率者のある者
	<u>大学生</u>	100円	

2 前項の規定にかかわらず、特別入館証の交付を受けた者、65歳以上の者、身体障害者及び高校生以下の者については無料とする。

省 略(現行どおり)

(諸料金の改定)

第21条 第2章第3条から第20条に定める諸料金の改定については、学長が役員会、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て行うものとする。

附 則 省 略(現行どおり)

附 則 (18 経教 規程第20号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第13条の2の改正規定については、平成18年3月27日から施行し、それぞれ平成18年3月1日及び平成17年10月1日から適用する。